

# 公益社団法人日本軽種馬協会 輸出検疫施設利用要領

25 日 軽 協 第 883 号  
平成 25 年 12 月 19 日  
公益社団法人 日本軽種馬協会

## 第1条 目的

国内生産馬の輸出検疫の円滑化を図るため、日本軽種馬協会輸出検疫施設（以下「施設」という。）の利用について必要な事項を定める。

## 第2条 利用申請

- 1 施設を利用する者は別紙様式第1号に定める利用申請書、別紙様式第2号に定める誓約書、その他種馬場長、胆振輸出検疫施設にあつては、胆振軽種馬農業協同組合長（以下「組合長」という。）が必要と認める書類を輸出検査開始の1か月前までに種馬場長又は組合長に提出しなければならない。
- 2 前項により申請を受けた種馬場長又は組合長は、速やかに利用許可の諾否を申請者に通知するものとする。

## 第3条 利用料等

- 1 施設の利用料は徴収しない。
- 2 馬管理人の宿泊・自炊に伴う光熱水料等の費用は利用者の別途負担とする。

## 第4条 利用許可の取消し

次に該当する事由が生じたときは、種馬場長又は組合長は許可を取り消すことがある。

- (1) 農林水産省動物検疫所が定める「動物の輸出検査場所指定要領」の「検疫場所の指定を受けた者の遵守事項」に違反する行為があつた場合
- (2) 風紀秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼした場合
- (3) 施設等を故意または重大な過失により破損した場合

(4) 本会の業務運営上支障があると認められる場合

#### 第5条 損害賠償等

- 1 人馬にけがや事故が発生した場合には、損害の保障責任は利用者側が負うこととし、種馬場側に損害賠償等の請求はできないものとする。
- 2 利用者が施設または器材を破損した場合には、利用者がその損害を弁償するものとする。

#### 第6条 その他

施設の利用に関して、この要領の定めによるもののほか必要な事項については、会長の承認を得て別に定めることが出来る。

附則:この要領は平成19年3月1日から実施する。

附則:この要領は公益社団法人日本軽種馬協会設立の登記日から実施する。

(平成24年1月4日)

附則:この要領は平成25年12月19日から実施する。